

令和2年度 宇都宮市職員（一般任期付（心理））  
採用候補者登録試験案内

宇都宮市では、子どもの発達支援，児童虐待防止，教育支援などに関わる業務を円滑に進めるため、心理に関する専門的な知識・経験を有する一般任期付職員を募集します。

- ◆ **受験について、年齢制限はありません。**
- ◆ **勤務条件等は、任期の定めがあること以外は、原則として正規職員と同様です。**

※ 一般任期付職員（心理）への採用は、この他の本市職員の採用にあたって、何ら優先されるものではありません。

令和2年9月11日  
宇都宮市行政経営部人事課  
宇都宮市旭1丁目1番5号  
TEL (028) 632-2090, 2074

令和2年度 宇都宮市職員（一般任期付（心理））採用候補者登録試験を次により行います。

◎ 受付期間 令和2年9月11日（金）～令和2年10月30日（金）

1 試験区分・採用候補者登録予定人員及び受験資格

試験区分	予定人員	受験資格
心理	若干名	医療機関，社会福祉施設及び教育機関等※において、心理状態の観察・分析（心理査定），支援を要する者等への相談・助言・指導・援助（心理面接），心の健康に関する知識の普及を図るための教育や情報の提供等に関する実務に5年以上従事した経験がある者又は令和3年3月末日までに当該経験年数を満たす見込みの者

※ 別紙「実務経験対象施設一覧」参照

なお、合格発表後、職歴を証明する書類を提出していただきます。事実が確認できない場合は採用されませんので、ご注意ください。

また、上記試験区分と同時期に募集を行う「令和2年度 宇都宮市職員（業務期限任期付（国体関連業務））採用候補者登録試験」との併願はできません。

※ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 宇都宮市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験の日時・場所及び合格発表

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、日時・場所について変更する場合がございます。予めご了承下さい。

日 時	場 所	合 格 発 表
令和2年11月15日(日)		
受付 8:00 ~ 8:15	宇都宮市役所本庁舎 宇都宮市中央生涯学習センター のいずれかの会場 [6ページの会場案内参照]	令和2年12月11日(金)  市役所本庁舎前掲示場及び本市ホームページに掲示するとともに、合格者に通知します。
説明 8:20 ~ 8:40 (*1)		
教養試験 8:40 ~ 9:40		
作文試験 9:50 ~ 10:50		
健康調査 11:00 ~ 11:15		
専門試験 12:15 ~ 14:20		
面接試験 14:30 ~		

\*1 「説明」以降のタイムスケジュールについては、時間が前後する場合があります。  
また、受験者数によっては、面接時間が遅くなる場合もございますので、ご了承ください。

### 3 試験の方法及び内容

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、試験の方法・内容について変更する場合がございます。予めご了承下さい。

試験	内 容
教養試験	公務員として必要な一般知能及び教養をみるための択一式筆記試験
専門試験	専門的知識及び能力をみるための択一式筆記試験 (出題分野は別表のとおり)
面接試験	主として人柄、性格等をみるための個別面接試験
作文試験	公務員として職務遂行に必要な判断力、論理性、表現力等をみるための記述式試験
健康調査	職務遂行に必要な心身の健康の度合いをみるための調査

(別表)

科目	出 題 分 野
心 理	一般心理学（心理学史，発達心理学，社会心理学を含む。）， 応用心理学（教育心理学・産業心理学・臨床心理学）， 調査・研究法，統計学

### 4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、このうちから任命権者が採用を決定することとなります。したがって、採用は原則として令和3年4月1日付ですが、採用候補者名簿に登載された者が全員採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者名簿の登載期間は、試験合格発表日～令和6年3月31日です。

### 5 給 与（令和2年4月1日現在の金額）

	初 任 給（月 額）	
	経験5年	経験10年
高 校 卒	188,700 円	209,400 円
大 学 卒	216,200 円	235,400 円

※ 初任給については、本人の学歴及び経歴を考慮の上決定されます。

※ 上記金額については、高校もしくは大学卒業後、市に採用されるまでの期間を民間企業等で5年もしくは10年就労していた場合の金額を記載してあります。

※ このほか、扶養手当，地域手当，住居手当，通勤手当，時間外勤務手当，期末・勤勉手当，退職手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 6 勤務条件等（令和2年4月1日現在）

### (1) 勤務時間・休日・休暇

※ 勤務場所や業務等の都合で異なる場合があります。

◎ 勤務時間：午前8時30分～午後5時15分まで

◎ 休日：土曜日，日曜日，祝日及び年末年始  
(12月29日から翌年1月3日まで)

◎ 休暇：年次休暇のほか，条例に定められた様々な休暇制度があります。

### (2) 任用期間

令和3年4月1日（木）から令和6年3月31日（日）まで

## 7 受験手続

今年度から、インターネットにより採用試験受験申込の受付を行います。

市ホームページから、受付専用ページにアクセスしてください。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/oshirase/1022685/index.html>

### ◎ トップページ

- > 暮らし
- > お知らせ
- > 職員採用情報等
- > 令和2年度職員採用試験
- > 令和2年度 宇都宮市職員（一般任期付（心理））採用候補者登録試験



## 8 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人が、運転免許証、学生証等の写真が添付された身分を証明できるものを持参の上、人事課にお越しくください。

電話、はがき等による開示請求はできません。

開示請求できる人	開示する内容	開示の期間及び場所
受験者	合計得点及び総合順位	合格発表の日から1か月間 (開示の場所) 人事課

## 9 その他

- (1) 試験会場には駐車場がありません。自家用車での来場や周辺施設等への駐車はご遠慮ください。また、送迎の際は、近隣の迷惑にならないようご注意ください。
- (2) 試験についての問合せは、行政経営部人事課（Tel 028-632-2090、2074）までお願いします。
- (3) 試験に関する伝達事項については、採用試験受験申込時にご利用いただくインターネット上のシステムを利用して連絡しますので、必ずご確認ください。

## 会場案内

### <宇都宮市役所本庁舎>

下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/gaiyo/access/1007516.html>

- ・ JR宇都宮駅より ① 作新学院方面行きのバス 約10分  
(県庁前下車), その後, 徒歩にて約11分
- ② 江曾島又は石橋駅方面行きのバス 約15分  
(もみじ通り下車), その後, 徒歩にて約6分
- ・ 東武宇都宮駅より 徒歩約10分

### <中央生涯学習センター>

下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/shogaigakushu/center/1012071/1006443.html>

- ・ JR宇都宮駅より ① 徒歩約21分
- ② 作新学院方面行きのバス 約10分(県庁前下車),  
その後, 徒歩約3分
- ・ 東武宇都宮駅より 徒歩約3分

## 【実務経験対象施設一覧】

- 1 学校教育法に規定する学校
- 2 裁判所法に規定する裁判所
- 3 地域保健法に規定する保健所又は市町村保健センター
- 4 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設，児童福祉施設又は児童相談所
- 5 医療法に規定する病院又は診療所
- 6 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健福祉センター
- 7 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
- 8 社会福祉法に規定する福祉に関する事務所又は市町村社会福祉協議会
- 9 売春防止法に規定する婦人相談所又は婦人保護施設
- 10 知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所
- 11 障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する広域障害者職業センター，地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センター
- 12 老人福祉法に規定する老人福祉施設
- 13 青少年の雇用の促進等に関する法律に規定する無業青少年の職業生活における自立を支援するための施設
- 14 労働安全衛生法に規定する労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずる施設
- 15 更生保護事業法に規定する更生保護施設
- 16 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設
- 17 法務省設置法に規定する刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所，婦人補導院若しくは入国者収容所又は地方更生保護委員会若しくは保護観察所
- 18 厚生労働省組織令に規定する国立児童自立支援施設
- 19 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法に規定するホームレス自立支援事業を行う施設
- 20 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- 21 発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設，基幹相談支援センター，障害者支援施設，地域活動支援センター又は福祉ホーム

- 23 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園
- 24 子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者総合相談センター
- 25 子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業を行う施設
- 26 国または地方公共団体が，心理に関する支援を要する者に対し，心理に関する支援を実施している場合は，当該施設
- 27 上記の1～25までに掲げる施設及び26に掲げる施設のほか，法人が公認心理師法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていることが客観的に明らかである場合は，当該施設